

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関を指定した件 五二
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称を変更した旨届出があった件 五二
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五二
- 生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件 五二
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 五三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 五三
- 計量器の定期検査を実施する件 五四
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 五五
- 道路の供用を開始する件 五五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 五六
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 五六
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五六
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 五七
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 五八
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 五八
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五八
- 一般競争入札を行う件 五八
- 福島県選挙管理委員会 五九
- 不在者投票のできる施設として指定した件 五九
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件 五九

告 示

福島県告示第四百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む)により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
須賀川スカイ薬局	須賀川市弘法垣五三一八	株式会社メデイカル愛	福島県郡山市桑野三一一二二	平成二十二年六月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
やまだ訪問看護ステーション	同 市越久字三斗内七五―四	医療法人山田クリニック	同 県須賀川市越久字三斗内七五―一	平成二十二年四月一日	介護予防 訪問看護
やまだデイサービスセンター	同	同	同	同	介護予防 通所介護
船引クリニックリハビリセンター	田村市船引町船引字砂子田四二	医療法人健山会	同 県田村市船引町船引字砂子田四二	平成二十二年六月一日	通所リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション
ゆずりは薬局	伊達市保原町字六一一	株式会社朋友	同 県伊達市保原町字六一一九	平成二十二年七月一日	居宅療養管理指導

ヘルパース テーション えび	同 市保原 町一〇一 四一ガ デンパ 保原一〇七 号	株式会社扇 寿	同 市保 原町字八幡町二 〇	同	介護予防 訪問介護	九一 一
介護老人保 健施設ほの ぼの	西白河郡矢 吹町井戸尻 四四五一六	医療法人櫻 仁会	同 県西白河郡 矢吹町井戸尻四 四五	平成二二年 六月二七日	短期入所 療養介護 介護老 人保健施 設	一

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
古殿町在宅介護 支援センター	コスモス居宅介 護支援事業所	石川郡古殿町松 川字横川一〇一	社会福祉 法人古殿 町社会福 祉協議会	福島県石川郡古 殿町松川字横川 一〇一	

(社会福祉課)

ケアプラン楓	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
会津若松市古川 町四一八	会津若松市真宮 新町北二一八	株式会社楓	福島県会津若松 市真宮新町北二 一八	

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
須賀川スカ イ薬局	須賀川市弘 法坦五三一 八	株式会社エ トス	東京都墨田区江 東橋四一〇一 五	平成二二年 五月三一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

西白河病院	西白河郡矢吹町井戸尻 四四五	医療法人櫻 仁会	福島県西白河郡 矢吹町井戸尻 四四五	平成二十一年 六月一六日	介護療養 型医療施設
-------	----------------	----------	--------------------	--------------	------------

(社会福祉課)

福島県告示第五百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十一年八月十四日から同年十二月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

COOP BESTA ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館の下三百三十九番地

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後十時十五分まで (年間百日は午前八時四十分から午後十時十五分まで)

(変更後) 午前九時四十五分から午後八時十五分まで (年間百日は午前八時四十分から午後十時十五分まで)

三 変更しようとする年月日

平成二十一年八月四日

四 届出年月日

平成二十一年八月三日

五 届出をした者

生活協同組合コープあいづ

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管

理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カワチ薬品信夫ヶ丘店 福島県福島市高野河原下十六番一

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等）、びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

2 騒音等に関する事項

公害法規・条例に定めのある施設を設置する場合は、設置の六十日前もしくは三十日前までに届出が必要となります。

また、住居が近接しておりますので、騒音には十分な配慮をするとともに、苦情が発生した折には、誠意ある対応をされるようお願いいたします。

3 景観に関する事項

福島市景観条例に該当する行為を行う場合は、法令上の手続きを行う三十日前までに届出が必要となります。また、届出の二十日前までには、条例の規定による事前公開が必要となります。

4 交通に関する事項

各出入口について、特に混雑が予想される場合には、歩行者、自転車等の事故防止のため、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。

また、近隣には、中学校や競技場等があることから、来退店車両に対して、歩行者等の安全確保及び事故防止を促すような対策を検討していただきます。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル好間店 福島県いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり

課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二番地

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
田村市	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月一五日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	田村市古道体育館
		九月一六日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	田村市文化の館ときわ
		同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	田村市瀬川住民センター
		九月一七日 午前九時三〇分から 午後三時まで	田村市船引体育館
		九月二八日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	田村市大越行政局

田村郡小野町	同	同	九月二九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	田村市滝根行政局
同 郡三春町	同	同	午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	小野町多目的研修集会施設
右に掲げる市町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	九月三〇日 午前九時三〇分から 午後三時まで	一〇月一日から一〇月三〇日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所 「三春交流館」まほら

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
田村市、田村郡三春町及び同郡小野町	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月二日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤雄平

保証成分量 (%)

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	りん酸全量	内溶性りん酸	外溶性りん酸	その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
811	配合肥料	配合肥料1号	3.0	—	—	13.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社こぎ	福島県いわき市小名浜住吉字砂田10番地の3	平成27年8月31日
812	配合肥料	配合肥料2号	1.0	13.5	13.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	同上	同上	平成27年8月31日

（農業総合センター）

福島県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所まで平成二十一年八月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道猪苗代塩川線	耶麻郡磐梯町大字磐梯字十王堂三〇番地先から同郡同町大字磐梯字四十房五一番地先まで	平成二十一年八月一六日

（道路計画課）

公 告

公告第四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年七月三十日
- 二 名称
特定非営利活動法人和
- 三 代表者の氏名
内池 多賀
- 四 主たる事務所の所在地
福島県二本松市渋川字大森越百二十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人も子供からお年寄りまで誰もが心豊かに生きあえる社会を実現させるために、児童、障がい者、高齢者支援に関する事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年八月四日
- 二 名称
特定非営利活動法人虹色の樹
- 三 代表者の氏名
斎藤 葉子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市渡利字平ヶ森十三番地の四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、社会参加、社会復帰に関する事業を行い、地域福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百一十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事業所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
特定非営利活動法人いわき自立生活センター	ヘルパーステーション未来	いわき市平研町一	特定非営利活動法人いわき自立生活センター	福島県いわき市平研町	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし
					重度障害者等包括支援	

（障がい福祉課）

公告第四百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百一十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事業所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ふれあいづすマイル指定居宅支援事業所	会津若松市東千石三一四一五〇	会津若松市東千石一一一一	特定非営利活動法人ふれあいづすマイル	福島県会津若松市東千石一一一一	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	特定なし

公告第四百四十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十一年五月から同年七月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

（障がい福祉課）

平成21年 5月分
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	林芳久	養豚田地豚糞	0.8	2.1	1.2	36	140	1.5	18	65.8	
たい肥	零川教久	豚ヅン粉から推肥	2.2	3.5	1.0	153	280	3.3	12	25.2	
たい肥	株式会社まえた	グリーンたい肥	1.9	4.1	0.8	107	339	3.2	13	27.9	

平成21年 6月分
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	長沢貞雄	たまの有機堆肥	0.6	0.6	1.0	9	64	0.6	19	70.3	

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

平成21年 7月分
（普通肥料）

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査項目	保証票の検査その他	
なたね油かす及びその粉末	片倉チツカリン株式会社	粒状なたね油粕	TN、TP、TK	—	—
混合有機質肥料	片倉チツカリン株式会社	混合有機質肥料330号	TN、TP、ひ素、カドミウム	—	—

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるようにならば必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した肥料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は、次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
動物の排泄物	有限会社若井戸農場	醃酵鶏ふん	2.6	3.0	2.1	43	345	12.4	6	33.3	

たい肥	株式会社三春の里振興公社	三春の里牛ふん堆肥	1.2	2.1	2.4	12	87	1.1	15	51.6
-----	--------------	-----------	-----	-----	-----	----	----	-----	----	------

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
(農業総合センター)

公告第四百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十一年八月十四日

土地改良区の名称
駒形土地改良区

福島県知事 佐藤 雄 平

就任した役員

役別	氏名	住所
理事	鈴木 源江	喜多方市塩川町窪字館一六〇番地
同	物江 隆夫	市塩川町五合字中屋敷乙三〇七番地
同	邊見 守	市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番地
同	今井 至	市塩川町金橋字江添九一四番地
同	斎藤 秀一	市塩川町常世字上村八六九番地
同	高松 文也	市塩川町窪字下窪五〇番地
同	武蔵 大	市塩川町金橋字三橋二四番地
同	斎藤 孝雄	市塩川町五合字金森甲五七七番地
同	小林 博行	市塩川町中屋沢字田中乙三二二番地
同	須田 和良	市塩川町中屋沢字深沢甲一九番地
同	尾崎 敏	市塩川町金橋字金川二〇七七番地
同	遠藤 恒雄	市塩川町常世字西町六九五番地

(農村計画課)

公告第四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
平成二十一年八月十四日

土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可又は施行同意の年月日	福島県知事	佐藤 雄 平	工事の完了年月日
----------------	-----	-----------	----------------	-------	--------	----------

二本松市土地改良区 上平内 基盤整備促進 (農道) 日 平成一六年五月七 平成二一年四月九

(農村計画課)

公告第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項を準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第446号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第72号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成21年 8月14日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 デスクトップ型パソコン 1,985台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成22年1月29日(金)
 - (4) 納入場所 福島県立福島高等学校ほか 計107校
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様等に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年9月11日（金）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局入札用度課
 電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年8月24日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
 (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年9月28日（月）午後2時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日（金）午後5時30分までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
 (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Desktop Personal Computer 1,985 set
 - (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m.,28 September 2009
 - (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m.,25 September 2009
 - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2 - 16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563
- (入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のすべきる施設として、平成二十一年七月二十日次のとおり指定した。

平成二十一年八月十四日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
介護付有料老人ホーム「健康倶楽部館 ファンコート南」	会津若松市館馬町六一一
特別養護老人ホームユーハイムはなわ	東白川郡塙町大字伊香字中妻二四一一
介護老人保健施設泉崎南東北リハビリ テーション・ケアセンター	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入五六
特別養護老人ホームいわせ長寿苑	須賀川市矢沢字明池一五八

平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十一年八月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十一年八月十七日（年齢については、平成二十一年八月三十日）
- 二 登録を行う日 平成二十一年八月十七日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十一年八月十八日午前八時三十分から午後五時まで